ストップ・ザ・転倒事故！

油圧ショベルを倒さない！

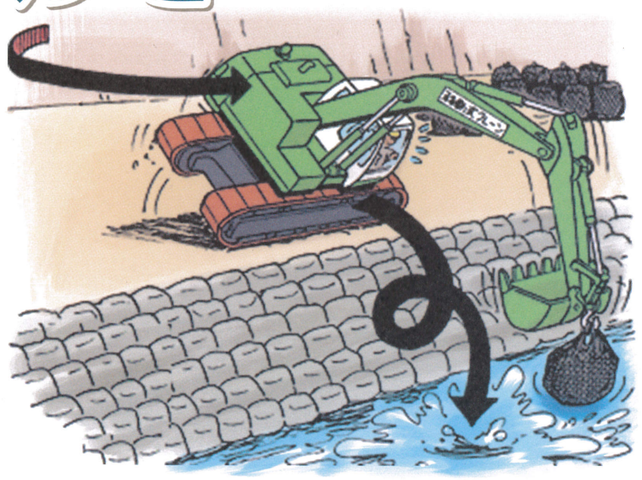

あッ！

用途外使用になっていませんか！

その1 作業計画書で確認しよう！

油圧ショベルによる荷づり作業は基本的に禁止されており、油圧ショベルで荷づりする場合は「クレーン機能付き油圧ショベル」による作業が必要です。

使用機種にはクレーン機能が付いてますか？

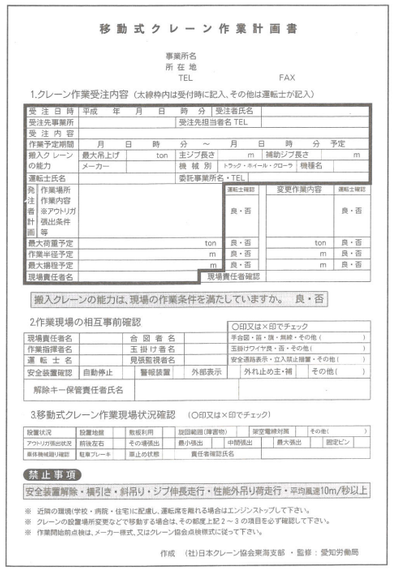

移動式クレーン作業計画書

事業所名
所在地
TEL　　FAX

1.クレーン作業受注内容（太線枠内は受付時に記入、その他は運転士が記入）

受注日時	平成　年　月　日　時　分	受注者氏名	
受注先事業所		受注先担当者名 TEL	
受注内容			
作業予定期間	月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 予定		
搬入クレーンの能力	最大吊上げ　ton	主ジブ長さ　m	補助ジブ長さ　m
	メーカー	機械型式	トラック・ホイール・クローラ　無線名
運転士氏名		委託事業所名・TEL	

発注者計画等	作業場所 作業内容 ※アウトリガ張出条件等		運転士確認 良・否	変更作業内容	運転士確認 良・否
最大荷重予定		ton	良・否	ton	良・否
作業半径予定		m	良・否	m	良・否
最大揚程予定		m	良・否	m	良・否
現場責任者名			現場責任者確認		

搬入クレーンの能力は、現場の作業条件を満たしていますか。　良・否

2.作業現場の相互事前確認

				○印又は×印でチェック
現場責任者名		合図者名		手合図・音・旗・無線・その他（　）
作業指揮者名		玉掛け者名		玉掛けワイヤ長・長・その他（　）
運転士名		見張監視者名		安全通路表示・立入禁止措置・その他（　）
安全装置確認	自動停止	警報装置	外部表示	外れ止め主・補　その他（　）
解除キー保管責任者氏名				

3.移動式クレーン作業現場状況確認　（○印又は×印でチェック）

設置状況	設置地盤	敷鉄利用	設置範囲(障害物)		架空電線対策	その他（　）	
アウトリガ張出状況	前後左右	その場張出	最小張出	中間張出	最大張出	固定ピン	
車体無線装置確認	駐車ブレーキ	車止め状態	責任者確認氏名				

禁止事項

安全装置解除・横引き・斜吊り・ジブ伸長走行・性能外吊り荷走行・平均風速10m/秒以上

※ 近隣の環境(学校・病院・住宅に配慮し、運転席を離れる場合はエンジンストップして下さい。
※ クレーンの設置場所変更などで移動する場合は、その都度上記２～３の項目を必ず確認して下さい。
※ 作業開始前点検は、メーカー様式、又はクレーン協会点検様式に従って下さい。

作成　（社)日本クレーン協会東海支部 ・ 監修：愛知労働局

その2 クレーン？ ショベル？

クレーン機能の付いた車両系建設機械は、法令上、車両系建設機械と移動式クレーンの両方の規定が適用されます。

運転資格は大丈夫？
作業開始前の点検は行いましたか？

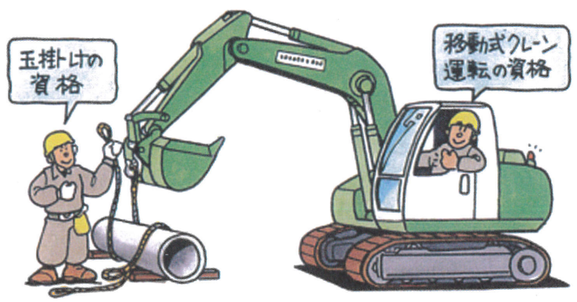

クレーン機能付き車両系建設機械の定期自主点検等

点検・検査	車両系建設機械	移動式クレーン
作業開始前点検	作業開始前点検（安衛則第170条）	作業開始前の点検（クレーン則第78条）
月例検査	定期自主検査（安衛則第168条）	定期自主検査（クレーン則第77条）
年次検査	特定自主検査（検査は有資格者が行う）（安衛則第167条・169条の2）	定期自主検査（クレーン則第76条）

（備考）安衛側：労働安全衛生規則　クレーン則：クレーン等安全規則

移動式クレーンの定期自主検査は、日本クレーン協会の行う「移動式クレーン定期自主検査者講習」を受講することが望ましい。

作業の前に！

その1 作業前の打ち合わせは大丈夫？

作業責任者、クレーン運転者、合図者、玉掛け者などの関係作業者で、作業の内容・手順についての打ち合わせをする。つり荷の質量は定格荷重を超えない。

その2 現場の状態は大丈夫？

機械は水平で平坦な場所に設置する。やむを得ず凹凸のあるところで作業する場合は、敷鉄板などを使用する。

傾斜地、軟弱地盤での作業は厳禁！

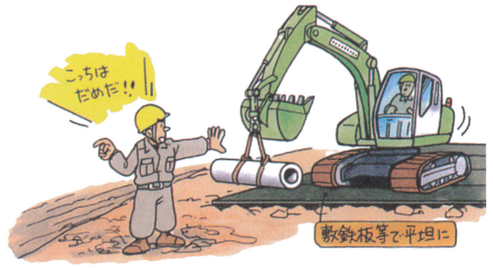

その3 クレーンモードに切り替えましたか？

クレーン作業時は、バケットシリンダを最伸長にして、モード切替スイッチを必ずクレーン作業モードにする。エンジンの回転数を十分下げて、レバー操作はゆっくりと行う。

クレーンモードに切り替えないと
安全装置は作動しない！

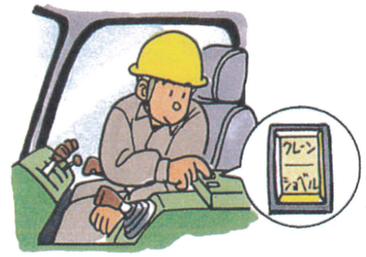

労働安全衛生規則第164条

1　事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。
2　前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。
　一　荷のつり上げ作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。
　　イ　作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。（以下、略）

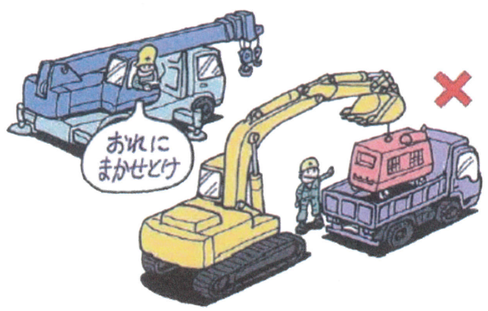

「作業の性質上やむを得ないとき…」とは

移動式クレーン※を使用できるにもかかわらず、クレーン機能の無いパワー・ショベルで荷のつり上げ作業を行うことは、「作業の性質上やむを得ないとき…」には該当しない。

※：クレーンモード時のクレーン機能付きパワー・ショベルを含む

一般社団法人　日本クレーン協会東海支部　移動式クレーン製造整備部会